（事業主名等の公表）

第二十五条の四　機構は、次に該当する場合は、次項各号に定める事項を公表することができる。

一　事業主等が偽りその他不正の行為により、障害者雇用関係助成金の支給を受け、又は受けようとした場合

二　代理人等が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主等が障害者雇用関係助成金の支給を受け、又は受けようとしたことがある場合

２　前項の規定により公表することができる事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　前項第一号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　偽りその他不正の行為を行つた事業主等の氏名並びに事業所の名称及び所在地

ロ　偽りその他不正の行為を行つた事業主等の事業の概要

ハ　偽りその他不正の行為により事業主等が支給を受け、又は受けようとした当該障害者雇用関係助成金の名称、支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

ニ　偽りその他不正の行為の内容

二　前項第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　偽りの届出、報告、証明等を行つた代理人等の氏名並びに事業所の名称及び所在地

ロ　偽りの届出、報告、証明等により事業主等が支給を受け、又は受けようとした当該障害者雇用関係助成金の名称、支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

ハ　偽りの届出、報告、証明等の内容

（法第四十九条第一項第九号の業務）

第二十五条の五　（略）

（削る）

（障害者雇用管理等講習及び障害者雇用啓発活動）

第二十五条の六　（略）

２　機構は、障害者雇用啓発活動として障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発活動（障害者の雇用の促進に必要であると認められる啓発活動に限る。）を行う。

（削る）

（法第五十条第一項の厚生労働省令で定める金額）

第二十五条の七　法第五十条第一項の厚生労働省令で定める金額は、二万三千円とする。

第二款　障害者雇用納付金の徴収

（法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項等）

第二十六条　法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　当該年度に係る納付金の額

２・３　（略）

（新設）

（法第四十九条第一項第九号の業務）

第二十三条　（略）

第二十四条　削除

（障害者雇用管理等講習）

第二十五条　（略）

（新設）

（障害者雇用啓発活動）

第二十五条の二　機構は、障害者雇用啓発活動として障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発活動（障害者の雇用の促進に必要であると認められる啓発活動に限る。）を行う。

（新設）

第二款　障害者雇用納付金の徴収

（法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項等）

第二十六条　法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　当該年度に係る法第五十三条第一項の障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）の額

２・３　（略）